

佐久水道企業団公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月25日

佐久水道企業団

企業長

柳田清七

## 佐久水道企業団公告式条例の一部を改正する条例

佐久水道企業団公告式条例（昭和40年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、企業団のホームページに設置した電子掲示場に掲示して行う。ただし、災害その他特別の事情により電子掲示場に掲示することができないときは、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行うことができる。

- (1) 企業団事務所前掲示場
- (2) 浅麓水道企業団事務所前掲示場
- (3) 企業団を組織する市町の市役所及び役場前掲示場

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。